

	質問	回答
1 対象となる事業主体について		
1-1	中小企業者とは、どのような事業者が該当しますか。	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項で規定される法人及び個人。
1-2	個人事業主です。新城市に住んでいますが、事業所は市外にあります。対象となりますか。	当補助金は、市内に事業所がある事業者が対象となるので、事業所が市外の場合は対象となりません。
1-3	個人事業主です。市外に住んでいますが、事業所は市内にあります。対象となりますか。	市内に事業所がある事業者であれば対象となります。
1-4	複数店舗を運営している場合、店舗ごとに補助を受けられますか。	申請は、1事業者1回です。
1-5	今回申請したが、追加整備をしたいため、再度、申請することは可能ですか。	申請は、1事業者1回です。申請後変更がある場合には、実績報告書の提出前に変更交付申請を行って下さい。
2 対象となる業種について		
2-1	どのような業種が対象となりますか。	建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、卸売業・小売業、運輸業・郵便業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)
2-2	テイクアウト・デリバリー支援の補助金を受けたいのですが、必要条件は何ですか。	新城市商工会の新城テイクアウト・デリバリー応援プロジェクトに登録し、かつ、食品営業許可のうち飲食店営業の許可を取っている必要があります。
2-3	テイクアウト・デリバリー支援の補助金を受けたいのですが、食品営業許可があれば申請できますか。	食品営業許可のうち、飲食店営業の許可が必要です。許可条件6に「露店による営業に限る」「自動車による営業に限る」など店舗営業以外の条件付の場合は対象外となります。
2-4	新城テイクアウト・デリバリー応援プロジェクトにはどのように登録したらよいですか。	市役所または新城市商工会にある申請用紙に記入の上ご提出下さい。次記URLのサイトに掲載されます。 http://shinshiro-takeout.blog.jp/
3 他の補助金との重複申請はできますか。		
3-1	令和2年度の市の3密対策補助金を受け整備し、今回、新たに整備するために申請しますが対象となりますか。	対象となります。
3-2	整備するために他の補助金との併用は可能ですか。	重複申請はできません。どちらかの補助金を申請して下さい。

	質問	回答
4 補助の対象経費について		
4-1	チラシに記載されている対象経費以外は対象になりますか。	原則、チラシに記載されている経費を対象とします。各事業別ガイドラインに記載されている感染防止等に必要な経費や事業継続に最低限必要な場合は事前にご相談下さい。
4-2	対象とする備品等を自ら作製する場合の経費は対象になりますか。	製作する材料費(原材料費:木材、アクリル板、釘等)を対象としますので、各部品部材の金額、内容を証明できるものを添付して下さい。
4-3	消毒液やマスクなど使い捨て、消耗品は対象になりますか。	問い4-1と同様チラシに記載されている経費を対象とします。特に多用性のあるマスク、消毒液の類いの消耗品は対象外となります。
5 申請書種類について		
5-1	確定申告をしていないと申請はできませんか。	確定申告の写しにより事業実態を確認しますので、申告をしている場合には提出して下さい。また、開業からの期間が短く確定申告時期を迎えていない場合は、開業届の写し等を提出して下さい。
5-2	ネット購入の場合、見積書がありません。何を提出したら良いですか。	商品の見積もりや内容が解るページを印刷して下さい。
5-3	店頭販売で見積書がありません。何を提出したら良いですか。	商品の全体写真、金額の分かる値札の写真撮影、印刷し提出下さい。
5-4	通帳決済、ネット決済で支払いをしました。領収書がありません。何を支払い済みの証拠として提出すべきですか。	振込、引き落としをした通帳の部分的コピー、ネット決済が終了した通知(メール)の打ち出しまたは画面印刷を提出して下さい。
5-5	領収書はコピーでも可能ですか。	コピー(複製)も可とします。
6 申請手続きについて		
6-1	申請前に購入しましたが対象となりますか。	対象になりません。申請書提出後、市の審査を受け、交付が決定された後の購入となりますのでご注意ください。
6-2	対象経費の金額は税込みですか。	税込み価格です。